

令和5年守山市議会3月定例会会議提出予定議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	— 件
認定案件	— 件	諮問案件	1 件
予算案件	16 件	推薦案件	— 件
条例案件	13 件	提出案件計	30 件
人事案件	— 件	(報告案件)	— 件

提出日 令和5年3月2日

2 議案概要

【議第2号】 令和5年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 33,480,000千円

【議第3号】 令和5年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 6,860,000千円

【議第4号】 令和5年度守山市水道事業会計予算

収益の収入額 1,573,624千円

収益の支出額 1,512,147千円

資本の収入額 455,920千円

資本の支出額 927,060千円

【議第5号】 令和5年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 224,700千円

【議第6号】 令和5年度守山市下水道事業会計予算

収益の収入額 2,401,693千円

収益の支出額 2,394,657千円

資本の収入額 745,875千円

資本の支出額 1,542,444千円

【議第7号】 令和5年度守山市病院事業会計予算

収益の収入額 406,834千円

収益の支出額 526,045千円

資本の収入額 394,206千円

資本の支出額 503,558千円

【議第8号】 令和5年度守山市育英奨学事業特別会計予算

歳入歳出予算額 25,300千円

【議第9号】 令和5年度守山市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算額

＜保険事業勘定＞ 5,658,000千円

＜サービス事業勘定＞ 37,000千円

【議第10号】 令和5年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算額 1,035,000千円

【議第11号】 令和4年度守山市一般会計補正予算（第14号）

歳入歳出補正額 △73,692千円（補正後の額 41,697,575千円）

【議第12号】 令和4年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出補正額 △195,000千円（補正後の額 6,725,345千円）

【議第13号】 令和4年度守山市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 △20,000千円（補正後の額 1,572,089千円）

収益的支出額 △15,000千円（補正後の額 1,503,118千円）

資本的収入額 △10,000千円（補正後の額 330,630千円）

資本的支出額 △29,500千円（補正後の額 838,809千円）

【議第14号】 令和4年度守山市土地取得特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 51,500千円（補正後の額 209,050千円）

【議第15号】 令和4年度守山市下水道事業会計補正予算（第3号）

収益的収入額 △41,000千円（補正後の額 2,318,241千円）

収益的支出額 △20,000千円（補正後の額 2,315,851千円）

【議第16号】 令和4年度守山市介護保険特別会計補正予算（第4号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 △10,423千円（補正後の額 5,649,399千円）

【議第17号】 令和4年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 △10,192千円（補正後の額 1,005,462千円）

【議第18号】 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例案

(改正概要) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、これまで本市が独自の条例で運用していた個人情報の保護および活用について、法に基づき全国統一的に運用することとされたことに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、守山市個人情報保護条例の全部を改正しようとするもの

(1) 目的

法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の侵害の防止を図ることを目的とする。

(2) 個人情報保護総括管理責任者の設置

実施機関（市長（水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護総括管理責任者を設置しなければならない。

(3) 個人情報取扱事務の登録および公表

実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務について、登録簿を備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

(4) 開示請求に係る手数料等

開示請求の手料は無料とする。ただし、写しの作成等に要する費用は、請求者の負担とする。

(5) 開示決定の期限および期限の特例

開示決定は、請求があった日から15日以内にしなければならないが、当該期限を延長する場合にあっては30日以内に限り延長することができる。なお、著しく大量の開示請求であって、事務遂行に支障を生じさせる場合は、45日以内にできる限りの開示を行った上で、残りの情報に係る決定期限を延長できるよう特例を定める。

(6) 訂正および利用停止決定の期限および期限の特例

訂正および利用停止決定は、請求があった日から15日以内にしなければならないが、当該期限を延長する場合にあっては30日以内に限り延長することができる。なお、訂正および利用停止決定に特に長期間を要すると認めるときは、期限を延長できるよう特例を定める。

(7) 事業者の責務

事業者は、法の規定に基づき適正に個人情報を取り扱い、個人の権利利益を侵害することがないように努めるものとする。

(8) 審査会への諮問

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは守山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(9) 審査会の設置

ア 法およびこの条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審査会を設置する。

イ 審査会は、実施機関または議会からの諮問に応じ、審査請求に係る調査審議または個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議を行う。

ウ 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織し、委員の任期は2年とする。

エ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(10) 運営状況の報告および公表

市長は、毎年1回この条例の運営状況を審査会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

(11) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(12) 罰則

審査会の委員が秘密を漏洩した場合の罰則を規定する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前において知り得た情報の保護等に関する経過措置を規定する。

(3) 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正

引用する規定を現行条例から法の規定に改める。

【議第19号】 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 生活保護の被保護者が医療機関等でマイナンバーカードを提示することにより、医療扶助の受給の有無の確認を可能とする法改正に伴い、生活保護法に準じた保護措置を受けている外国人も同様の手続きを可能とするために、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第20号】 守山市まちなか賑わいづくり基金条例案

(制定概要) JR守山駅周辺の中心商業地である「まちなか」の賑わいづくりを目的として、官民連携によるまちづくりを推進するため、基金を新たに設置することについて、必要な条例を定めようとするもの

(1) 「守山市まちなか賑わいづくり基金」(以下「基金」という。)を設置する。

- (2) 基金には施策の推進のため、予算で定める額を積み立てる。
- (3) 基金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金もしくは有価証券に代えることができ、運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。
- (4) 基金は、設置目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合のみ処分することができる。

(施行期日) 公布の日

【議第21号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 県から示された本市の標準保険料率を踏まえ、県内の保険料統一まで安定的な国保運営を行うため、国民健康保険税率の改正を行おうとするもの

- (1) 国民健康保険税の税率を次のように改める。

		現 行	改正後	参考(標準保険料率)
医療保険分	所得割	5.20%	6.20 %	6.21%
	均等割	22,500円／人	25,500円／人	28,096円／人
	平等割	16,700円／世帯	18,700円／世帯	19,360円／世帯
後期高齢者 支援金分	所得割	2.20%	2.50%	2.70%
	均等割	9,100円／人	11,100円／人	11,811円／人
	平等割	7,000円／世帯	8,000円／世帯	8,139円／世帯
介護納付金 分	所得割	1.90%	2.30%	2.34%
	均等割	9,900円／人	12,200円／人	12,290円／人
	平等割	4,700円／世帯	6,100円／世帯	6,185円／世帯

※ 特定世帯、特定継続世帯および未就学児に対する減額措置については、上記の税率改正に合わせ、減ずる額を改正する。

- (2) 均等割・平等割の軽減額（7割・5割・2割）を次のように改める。

		現 行	改正後
医療保険分	7割軽減	均等割	15,750円
		平等割	11,690円
	5割軽減	均等割	11,250円
		平等割	8,350円
	2割軽減	均等割	4,500円
		平等割	3,340円
後期高齢者 支援金分	7割軽減	均等割	6,370円
		平等割	4,900円
	5割軽減	均等割	4,550円
		平等割	3,500円
	2割軽減	均等割	1,820円
		平等割	1,400円

介護納付金分	7割軽減	均等割	6,930円	8,540円
		平等割	3,290円	4,270円
	5割軽減	均等割	4,950円	6,100円
		平等割	2,350円	3,050円
	2割軽減	均等割	1,980円	2,440円
		平等割	940円	1,220円

※ 特定世帯、特定継続世帯および未就学児に対する減額措置については、上記の税率改正に合わせ、減ずる額を改正する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

令和4年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議第22号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、容積率の制限等、各種規制の緩和を受ける場合の審査手数料を定めるために、必要な改正を行おうとするもの

(1) 容積率、建ぺい率および高さ制限の緩和申請の審査手数料を定める。

ア 住宅および老人ホーム等に省エネルギー水準を満たした給湯設備を設ける場合の機械室等の容積率緩和申請の審査手数料

イ 外壁の断熱改修等に対する容積率および建ぺい率緩和の特例申請の審査手数料

ウ 屋根の断熱改修等に対する高さ制限緩和の特例申請の審査手数料

(2) 一団地認定の区域内の建築行為について、大規模修繕や模様替えも可能となるため、認定申請に係る審査手数料を定める。

(3) 住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準の認定申請に係る評価方法について、使用される部材や設備等によって簡易的に算定する場合の審査手数料を定める。

(施行期日) 令和5年4月1日

【議第23号】 守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 守山市の北部地域の読書環境の充実および多世代の住民の交流促進等を目的に、「守山市立北部図書館」を設置するために、必要な改正を行おうとするもの

(1) 名称および位置は次のとおりとする。

ア 名称 守山市立北部図書館

イ 位置 守山市水保町2236番地

(2) 守山市立北部図書館の事業内容は次のとおりとする。

ア 地域の情報拠点として、多種多様で豊富な資料を提供するために必要なこと。

イ ゆったりと本を読み、過ごすことができる市民の居場所づくりに関すること。

(施行期日等)

(1) 施行期日

規則で定める日

(2) 守山市図書館協議会条例の一部改正

守山市図書館協議会の所管に守山市立北部図書館を含めるための改正を行う。

(3) 守山市役所支所設置条例の一部改正

速野支所の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。

(4) 守山市立公民館の設置に関する条例の一部改正

速野公民館の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。

(5) 守山市立地区会館の設置および管理に関する条例の一部改正

速野会館の位置を「木浜町1826番地3」から「水保町2236番地」に改める。

(6) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

速野会館に設置している電気自動車用急速充電器について、使用を再開するため、使用料に係る規定を改める。

【議第24号】 守山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

(改正概要) こども家庭庁の設置により、子ども・子育て支援法の一部がこども家庭庁設置法に規定されたことに伴い、引用条項ずれの整備を行おうとするもの

(施行期日) 令和5年4月1日

【議第25号】 守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正および民法等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等（家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者または事業所内保育事業者をいう。以下同じ。）において、乳幼児に対し安全管理の徹底と健全な育成を行うために、必要な改正を行おうとするもの

(1) 家庭的保育事業者等に安全計画の策定および実施等を義務付ける。

(2) 送迎自動車に対する幼児の所在確認およびブザー等の設置を義務付ける。

(3) 社会福祉施設等と家庭的保育事業所等が併設された施設において、保育に支障がない場合に限り、すべての職員が業務を兼ねることができるよう、規定を改める。

(4) 民法改正により、親の懲戒権が廃止されたことに伴い、懲戒の濫用禁止の規定を削除する。

(5) 感染症や食中毒のまん延防止のための研修の実施等に係る努力義務規定を追加する。

(6) その他字句の修正を行う。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ブザー等の設置義務について、設置が困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間に限り、代替措置により乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

【議第26号】 守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、放課後児童クラブにおいて、児童に対する安全管理の徹底を行うために、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 放課後児童健全育成事業者に安全計画の策定および実施等を義務付ける。
- (2) 送迎自動車に対する児童の所在確認を義務付ける。
- (3) 災害発生時等の業務継続計画の策定および実施等に係る努力義務規定を追加する。
- (4) 感染症や食中毒のまん延防止のための研修の実施等に係る努力義務規定を追加する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

安全計画の策定および実施等の義務について、令和6年3月31日までの間に限り、努力義務とする読み替え規定を適用する。

【議第27号】 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う条項ずれの整備および字句の修正、ならびに民法改正による親の懲戒権の廃止に伴う懲戒の濫用禁止の規定を削除する改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和5年4月1日

【議第28号】 守山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 健康保険法施行令の一部改正に伴い、増加する出産費用を踏まえた子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、出産育児一時金の支給額の引き上げを行おうとするもの

出産育児一時金の支給額の改正（40万8千円→48万8千円）

	出産育児一時金 支給額	（参考）加算額※	総支給額
現 行	408,000円	12,000円	420,000円
改正後	488,000円	12,000円	500,000円

※ 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合に加算

（施行期日等）

（1）施行期日

令和5年4月1日

（2）経過措置

施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

【議第29号】 守山市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 博物館法の一部改正により、周囲300m以内に特定旅館を建築してはならない施設のうち、博物館に相当する施設の定義について引用条項ずれが生じることから、必要な改正を行おうとするもの

（施行期日） 令和5年4月1日

【議第30号】 守山市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 全国的な担い手不足や、激甚化、多発化する災害への対応による消防団員の負担の増加を踏まえ、国から示された報酬基準を満たすことにより、非常勤消防団員の処遇改善を行うために、必要な改正を行おうとするもの

非常勤消防団員の年額報酬を次のように改める。

区分	現 行	改正後	国報酬基準 （参考）
団長	72,000円	82,500円	82,500円
副団長	60,000円	69,000円	69,000円
分団長	48,000円	50,500円	50,500円
副分団長	35,000円	45,500円	45,500円
部長	32,000円	39,000円	37,000円
班長	26,000円	37,000円	37,000円
団員	23,000円	36,500円	36,500円

（施行期日） 令和5年4月1日

【諮問第 1 号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの